（公示の方法）

第七条　法第十一条の三第一項、第三項及び第五項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（届出の方法）

第八条　第五条及び第六条の規定による主務大臣に対する届出書その他の書類の提出は、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに提出することにより行うことができる。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

様式第一（第５条関係）

認定新事業活動実施者氏名等変更届出書

年　　月　　日

法　務　大　臣　名　　殿
経済産業大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

認定新事業活動実施者の氏名、商号若しくは名称又は住所を変更するので、産業競争力強化法第11条の３第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
氏名、商号若しくは名称				
住所				

２．変更の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二（第６条関係）

新事業活動廃止届出書

年　　月　　日

法　務　大　臣　名　　殿
経済産業大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

新事業活動を廃止するので、産業競争力強化法第11条の３第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．廃止しようとする年月日
２．廃止の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○財務省令第五十八号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）の一部及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百三十号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十一第一項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項中「第五条の六の三第五項」を「第五条の六の三第六項」に、「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）」を「に係る経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書」に、「の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）」に改める。

第五条の十二第一項中「（同法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る経営力向上計画（」を「に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る」に、「をいう。以下この項において同じ。）の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写し並びに当該経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）」を「につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同令第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し並びに当該認定申請書に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画」に、「が当該経営力向上計画」を「が当該認定経営力向上計画」に改め、同条第二項中「第五条の六の三の二第五項」を「第五条の六の四第五項」に改め、同条第三項中「第五条の六の三の二第五項第二号」を「第五条の六の四第五項第二号」に、「第二十七条の十二の四の二第三項第一号」を「第二十七条の十二の五第三項第一号」に改め、同条第四項中「第五条の六の三の二第十項第一号イ」を「第五条の六の四第十項第一号イ」に改め、同条第五項中「第五条の六の三の二第十項第一号ロ」を「第五条の六の四第十項第一号ロ」に改め、同条第六項中「第五条の六の三の二第十項第三号」を「第五条の六の四第十項第三号」に改め、同条第七項中「第五条の六の三の二第十一項」を「第五条の六の四第十一項」に改め、同項第一号中「第五条の六の三の二第十一項各号」を「第五条の六の四第十項各号」に改める。

第五条の十二の二第一項中「第五条の六の四第一項第二号」を「第五条の六の五第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十条の五の四の二第五項」を「第十条の五の五第五項」に改め、同項第一号中「第十条の五の四の二第一項」を「第十条の五の五第一項」に改め、同項第二号中「第十条の五の四の二第二項」を「第十条の五の五第二項」に改め、同条第三項中「第十条の五の四の二第六項」を「第十条の五の五第六項」に改める。